

H I G A S H I M I K A W A

広
報

ひがしみかわ

豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

東三河広域連合設立10周年記念

特集

年表で振り返る 東三河10年の歩み



主な内容

- ・介護保険だより
- ・令和5年度 決算の状況
- ・消費生活だより
- ・東三河広域連合議会 議会報告

東三河広域連合

東三河広域連合は、東三河8市町村で構成される特別地方公共団体です。

年表で振り返る

◆ 東三河広域連合設立10周年記念 ◆

東三河 10年 の歩み

- | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 | 平成26年 |
|-------------------------------|--|--|--|---|
| 10月 東三河観光PRポスター作製(新城・設楽・豊根) 6 | 4月 ・介護保険事業者、老人福祉施設の監査指導事務
三河港御津ふ頭1号岸壁供用開始 | 2月 新東名高速道路浜松いなさJCT〜豊田東JCT間開通
3月 東三河観光PRポスター作製(豊橋・田原・東栄)
4月 ・滞納整理事務
・社会福祉法人の監査指導事務
・消費生活相談業務
・航空写真撮影事務(6課1準備室体制) 5 | 10月 広域連合における
地方創生の取り組みに関する要望の実施 4
4月 ・社会福祉法人の認可等事務
・障害支援区分認定審査会の設置及び運営事務
・消費生活啓発事業 3
・ほの国こどもパスポート事業 | 1月30日 東三河広域連合設立 4課3準備室体制 1
4月 東三河広域連合設立に向けた合意書 |



5 航空写真撮影事務



4 内閣官房要望



1 東三河広域連合設立
4課3準備室体制



6 東三河観光
PRポスター作製
豊根



3 消費生活啓発事業



2 三河港蒲郡ふ頭11号
岸壁供用開始 三河港湾事務所 提供

東三河地区の整備状況

東三河広域連合の取り組み

東三河広域連合は、将来にわたって地域の住民の暮らしと振興発展を支える「地域力」を高めるため、魅力ある地域づくりに資する新たな連携事業に取り組むとともに、広域的な課題に地域が主体的に対応できる「自立力」を高めることができるよう、権限移譲に向けた取り組みを進めています。

1. 共同処理事務 既存の事務を共同処理し効率化を図ります

東三河8市町村がそれぞれ行っている事務を広域連合で一括して処理することで、行政サービスの水準を維持しながら事務の効率化を図ります。

介護保険に関する事務

地域住民がいつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現を目指すため、介護保険に関する全ての事務を行うとともに介護サービスの維持・向上や介護基盤の安定を図ります。

滞納整理に関する事務

住民負担の公平性を確保するため、差押や換価等の権限を持って、地方税及び国民健康保険料の効率的かつ効果的な滞納整理事務を行います。

障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

障害支援区分認定審査会を設置し、委員となる医師等の専門職を確保するなど審査体制の強化を図るとともに、より公平・公正かつ効率的な審査会の運営を行います。

航空写真撮影に関する事務

広域連合は、広域的な地域づくりに役立てるため、統一的な品質の確保された広域図面を一括して作成します。

老人福祉法に規定する事業及び施設の認可等に関する事務

老人福祉法に規定する事業及び施設の健全運営と適切な事業運営を確保するため、事業及び施設の認可等をはじめとする事務を専門性の高い体制にて行います。

社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可等に関する事務

社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の健全経営と適切な事業運営を確保するため、法人の認可等をはじめとする事務を専門性の高い体制にて行います。

消費生活相談に関する事務

複雑・高度化する消費者問題から住民の消費生活の安全を守るため、専門性の高い相談体制への強化とサービスの充実を図ります。

一般旅券の発給申請の受理等に関する事務

地域住民の利便性の向上を図るため、一般旅券の発給申請の受理及び交付などの事務を行います。

2. 権限移譲事務 権限の移譲を受け、地方分権改革を進めます

住民の暮らしの向上に繋がる事務や地域の持続的発展に繋がる事務を広域連合で行うことにより地域の自立力を高めるため、国や県からの事務権限の移譲に向けた調査研究を行うとともに国や県との調整等を行います。

3. 広域連携事業 東三河地域に新たな魅力と活力を創造します

東三河8市町村の広域行政主体である東三河広域連合が、これまで単独の市町村では実施が困難であった新たな連携事業に取り組み、東三河広域全体の振興に資する新たな広域行政を展開しています。

■山村都市交流拠点施設整備

山村都市交流拠点施設は、設楽ダム建設事業をきっかけとして、水の利益を受ける豊川（とよがわ）下流域5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）が設楽町に整備することを約束した施設です。

山村部と都市部との交流を図る拠点となるよう、本施設の整備運営主体となる東三河広域連合が中心となり検討を進めています。

他にもこんなことをしています！

■「ほの国子どもパスポート」による公共施設の利用促進 ■一体的な情報発信、市町村職員を対象とした研修、行催事への出席など



クレジットカードによる

令和5年11月6日から、マイナポータルで一部の旅券(パスポート)申請手続きができるようになりました。

旅券(パスポート)手数料納付が始まりました!

※窓口で申請する方は、クレジットカードによる納付はできませんのでご注意ください。

電子申請によりパスポートを申請する方は、手数料の納付を「収入印紙・愛知県収入証紙による納付」又は「クレジットカードによる納付」のいずれかを選択できます。

「クレジットカードによる納付」を希望する方は、マイナポータルに届く「交付予定・納付依頼通知」を確認して「クレジットカード納付専用サイト」で手続きしてください。

詳しくはコチラ
(東三河広域連合旅券HP)



「ほの国こどもパスポート」のスタンプラリーに参加してステキな賞品をゲットしよう!

ルール説明

- ほの国こどもパスポート対象施設で専用の台紙にスタンプを押してもらいます。
- 応募は1人1回です。いずれか1つの賞品コースに応募できます。



賞品コース

★特賞 スタンプを16個集めると応募できるよ!
東三河の特産品・食事券・施設入園券など
14,000円分+図書カード3,000円分
※はずれでも、みのりん賞とのW抽選

抽選で
8名

★銀賞

スタンプを5個集めると応募できるよ!
東三河の特産品など5,000円分
+図書カード2,000円分
※はずれでも、みのりん賞とのW抽選

抽選で
13名

★金賞 スタンプを8個集めると応募できるよ!
東三河の特産品など10,000円分
+図書カード2,000円分
※はずれでも、みのりん賞とのW抽選

抽選で
10名

★みのりん賞

スタンプを2個集めると応募できるよ!
図書カード2,000円分

抽選で
150名

賞品は東三河の道の駅特産品など!
施設でスタンプを集めて賞品をゲットしよう!



お問い合わせ先

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地

東三河広域連合総務課 ☎0532-35-6006

受付時間: 8時30分~17時15分(土日、祝日、12/29~1/3を除く)

賞品の応募締切

令和7年 2月28日(金) 必着

※賞品やルールなど詳しくは、スタンプラリー用紙をご覧ください。



ほの国
スタンプラリー

学生による、地域PR企画 Instagram運用開始!

若者目線で東三河の魅力を発信する「学生による地域PR企画」がスタートし、Instagramアカウントが作成されました!

チームごとに東三河を巡り、魅力的な景観や絶品グルメなど、様々なスポットを投稿しています♪是非みなさんアカウントをフォローしてみてください!



学生
PR

Instagram
アカウントはこちら



@HIGASHIMIKAWA_PR

山村都市交流拠点施設の整備に向けて田口高校にてワークショップを開催しました

設楽町清崎に整備する山村都市交流拠点施設の活用方法について、地元設楽町の田口高校の生徒32名(普通科1・2/林業科1学年合同)を対象としたワークショップを開催しました。



▲9月12日、10月3日に開催したワークショップの様子



詳しくはコチラ▲

ワークショップでは、「地域課題解決」をテーマに様々なアイデアを出し合いました。今後、施設を検討する際の参考にさせていただきます。当日の様子はホームページに掲載していますのでご覧ください。

介護人材確保に関する 各種支援事業のご案内

介護事業所の人材確保事業や初任者研修受講料の補助、
ケアマネジャー資格に関する研修受講料の補助についてご案内します。

介護職員初任者研修受講支援補助金

補助要件を一部緩和しました。他機関等からの補助があっても補助金の対象となることがあります。▶詳しくはお問い合わせを

対 象 者

介護職員初任者研修課程を修了した方で、下記のすべてに該当する方

- ① 東三河8市町村に住民票がある方
- ② 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない方
- ③ 市町村税等の滞納がない方

補 助 額

上限30,000円

(受講料・実習費・テキスト代が
補助対象経費となります)

※国、県、市町村、就労先又はその
他機関等から当該研修の受講に要
した費用に対し補助を受けた(受
給予定を含む)場合は対象経費の
合計額から補助等の額を除いた額

申 請 方 法

介護職員初任者研修修了の日から1年以内に、下記の書類を添えて市町村介護保険担当窓口または広域連合介護保険課窓口へご提出ください。

- ① 東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金交付申請書(様式第1号)
 - ② 研修費用の領収書等
 - ③ 研修課程が修了した旨の証明書
 - ④ 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書
 - ⑤ 他機関等からの補助等を受ける場合は金額が確認できる書類
- ※①②③④は原本をご提出ください。②③は窓口にて写しを取らせていただきます。

介護支援専門員等資格取得補助金

補助要件を一部緩和しました。他機関等からの補助があっても補助金の対象となることがあります。▶詳しくはお問い合わせを

介護支援専門員及び主任介護支援専門員の有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を受講し資格を取得した方に対し、研修費用の一部を補助します。(実務研修を受講するための試験にかかる受験料や、更新研修の費用は対象外です。)

対 象 者

下記のすべてに該当する方

- ① 介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を修了している方
- ② 申請日時点で、東三河広域連合構成市町村に所在する指定介護サービス事業所へ、介護支援専門員、主任介護支援専門員又は当該指定介護サービス事業所の人員基準に含まれる職種として就労している方
- ③ 同一の研修に対して、過去にこの補助金を受けていない方
- ④ 市町村税等の滞納がない方

補 助 額

・介護支援専門員実務研修 30,000円 ・再研修 22,000円 ・主任介護支援専門員研修 30,000円

※国、県、市町村、就労先又はその他機関等から当該研修の受講に要した費用に対し補助を受けた(受給予定を含む)場合は対象経費の合計額から補助等の額を除いた額

申 請 方 法

介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修の修了の日から起算して1年以内に、各市町村介護保険担当窓口または広域連合介護保険課窓口へ、下記の書類をご提出ください。

- ① 東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修の修了証書
- ③ 就労証明書(様式第2号)
- ④ 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書
- ⑤ 研修費用の領収書等
- ⑥ 他機関等からの補助等を受ける場合は金額が確認できる書類

※①②③④⑤は原本をご提出ください。
②⑤は窓口にて写しを取らせていただきます。

お給料をもらいながら研修を受け 資格を取って 自分らしく 働きませんか？



介護人材活用促進事業

ポイントこれから介護事業所で働くことを考えている方、介護の仕事に興味があるけど経験がないため不安がある方、家事などのスキマ時間で働きたい方におすすめの事業です。

民間介護事業所で職場実習を受けながら介護職員初任者研修を修了し、介護事業所への就職（正社員・パート）を目指します。最長で2.5か月間の実習・研修期間中も委託事業者より給与が支払われます。グループホームや訪問介護事業所など働く場所も多様に選べます。

対象者

介護職への就職を希望する介護の資格を持たない方

募集人数

25人

募集期間

＼まだまだ、募集中です！！／

令和6年6月～令和7年1月（募集人員に達し次第終了）

費用

無料（研修にかかる費用の自己負担もありません）

問い合わせ先

（株）東海道シグマ 地域福祉支援事業部 豊橋事務所

豊橋市前田南町1丁目1-1(202)（平日9:30～17:30）

☎ 0532-21-7228 FAX 054-272-0373

内容

就労マッチングの後に東三河の民間介護事業所にて職場実習（紹介予定派遣）を受けながら介護職員初任者研修を修了し、双方合意により介護事業所へ就職します。

※詳細は、（株）東海道シグマHP、介護保険課HPに掲載



パソコン、スマホで検索！

令和6年度 東三河 人材活用



申請方法

（株）東海道シグマへ電話・FAX・Webにてお申し込みください。

詳細はこちらから



詳しい内容やお申込みについては、介護保険課のホームページ（<https://www.east-mikawa.jp/>）でお知らせしています。

問い合わせ先

介護保険課 地域包括ケアグループ

☎0532-26-8472

市町村窓口

豊橋窓口（豊橋市長寿介護課内）

☎0532-51-3130

豊川窓口（豊川市介護高齢課内）

☎0533-89-2173

蒲郡窓口（蒲郡市長寿課内）

☎0533-66-1176

新城窓口（新城市高齢者支援課内）

☎0536-23-7688

田原窓口（田原市高齢福祉課内）

☎0531-23-3217

設楽窓口（設楽町町民課内）

☎0536-62-0519

東栄窓口（東栄町福祉課内）

☎0536-76-1815

豊根窓口（豊根村住民課内）

☎0536-85-1313

東三河広域連合介護保険事業運営委員会の委員を公募します

介護保険事業計画の事業運営等において、関係機関や被保険者の意見等を聴取するために設置された「東三河広域連合介護保険事業運営委員会」の、来期運営委員の一部を公募します。応募方法など詳細は、ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

介護保険課 総務グループ

☎0532-26-8459・8460

Instagramで消費生活

お役立ち情報を発信しています

消費生活課では、消費者のみなさんが安心安全に消費活動できるよう、出前講座などの啓発活動をしています。
令和6年5月から、より多くの方に情報をお届けするためInstagramを始めました！



消費生活センターの紹介やイベント情報のほか、おみくじ風の投稿で、最新の消費生活トラブルについて対策方法を楽しく分かりやすくお届けしています。ぜひ、フォロー・いいねをお願いします♡

消費生活 だより Vol.20

みんなで守ろう消費生活

案内人は、東三河広域連合
消費生活センター公式キャラクター

「こいきくん」
小粋な消費者&広域から命名

年齢 9才 いろいろなことに興味がある、
ちょっとおませな子
性格 穏やかだけどおっちょこちょい
趣味 おしゃべり
口癖 「えっ？知らなかった」「どうすればいいの？」



各消費生活センターでは、平日(9:00~16:30)に相談を受け付けています。おかしいなあ、困ったなあと思ったらご相談を!

総合センター ☎0532-51-2305

豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東館12階

田原センター ☎0531-23-3818

田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 北庁舎1階

豊川センター ☎0533-89-2238

豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市役所 北庁舎4階

設楽相談室 ☎0536-62-0527

設楽町田口字辻前14番地
設楽町役場 産業課内
(オンライン相談のみ)

蒲郡センター ☎0533-66-1204

蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市役所 新館2階

東栄相談室 ☎0536-76-1812

東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町役場 経済課内
(オンライン相談のみ)

新城センター ☎0536-23-6260

新城市字東入船115番地
新城市役所 本庁舎2階

豊根相談室 ☎0536-85-1314

豊根村下黒川字蔵平2番地
豊根村役場 産業課内
(オンライン相談のみ)

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活相談窓口をご案内する電話番号です。ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話等は使えません。※定額通話対象外番号です。

東三河広域連合 令和5年度 決算の状況

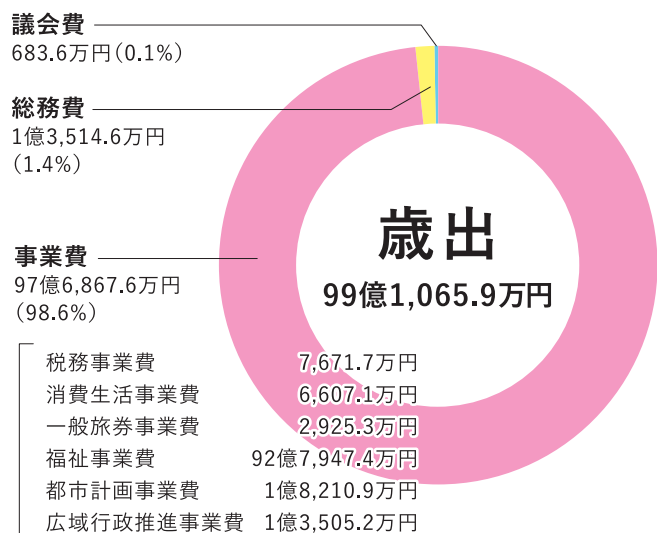
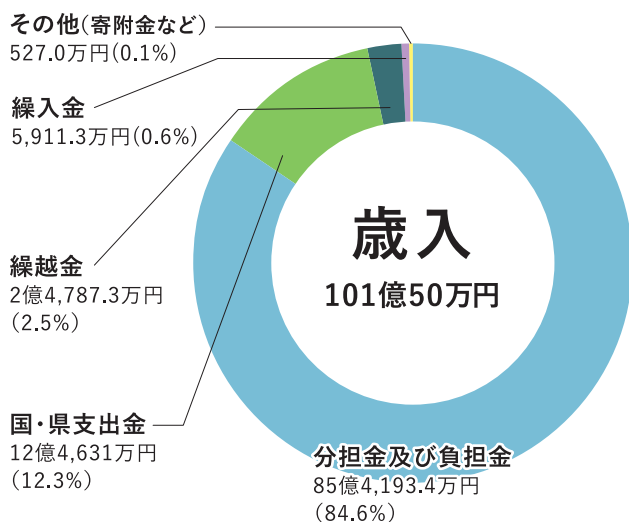
決算の概要

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、コロナ禍が落ち着いたことで、着実な事業執行が可能となりました。住民サービスの向上及び事務の効率化を図るため滞納整理に関する事務、消費生活相談など共同処理事務を継続実施するとともに、地方創生につながる広域連携事業として、第2期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山村都市交流拠点施設整備用地の取得などを行いました。

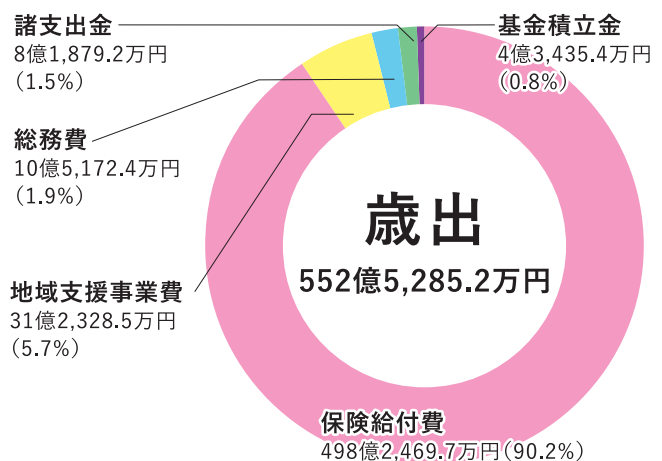
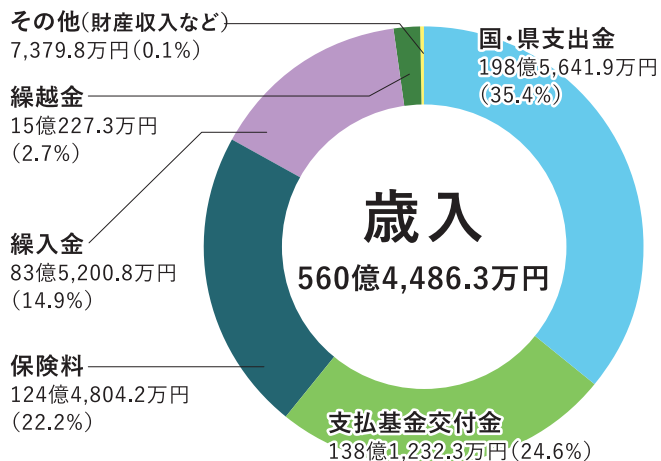
また、介護保険事業においては、第8期介護保険事業計画に基づき、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するための地域支援事業の充実を図るなど、引き続き東三河の高齢者が安心して暮らすことのできる取組を実施しました。



一般会計（歳入歳出差引額 1億8,984.1万円）



介護保険特別会計（歳入歳出差引額 7億9,201.1万円）



※()内は構成比です。また、各項目の数値は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。
※令和6年度財政公表は、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。<https://www.east-mikawa.jp/>

豊根村

きよかわ ちょうじ
清川 長次 議員



【一般質問】 **介護保険重点事業としての中山間地域対策について**

- ◎ 地域内の介護サービス提供事業所の撤退及び規模縮小等についての現況と見通しや、事業所の確保、存続への手立ての考え方について伺う。

A 北部圏域における介護事業所数は近年減少している。設楽町、東栄町及び豊根村の要介護等認定者数が減少フェーズへ入っており、サービス利用の維持または減少が見込まれることから、北部圏域全体としては、事業所数が減少傾向に推移するものと考えている。事業所の確保、存続への手立てとしては、介護人材確保対策及び居宅サービス運営支援金交付事業を継続的に実施するとともに、北部圏域を構成する市町村と緊密に連携しながら効果的な施策について今後も協議を進めていきたいと考えている。

豊橋市

いしかわ かんじ
石河 貫治 議員



【一般質問】 **消費生活センターの相談体制について**

- ◎ 地方消費者行政強化交付金の推進事業分が令和6年度末で終了するが、これまで以上に効率的で住民にとって利便性の高い相談体制の確立に向けて、どのような検討をしているのか伺う。

A 令和7年度からは、相談員を総合（豊橋）と豊川の2センターに集約するとともに、蒲郡・新城・田原の3センターを相談室とし、オンライン相談を拡充したいと考えている。対面相談を希望する場合、各相談室に週1回・2回、相談員を派遣する方向で検討している。このことにより、効率的な運営が可能となるだけでなく、相談員の情報共有がスムーズになることで迅速・的確な対応が可能となり、サービスの質の向上につながると考えている。

東三河広域連合議会 議会報告

8月定例会

東三河広域連合議会8月定例会が8月8日・9日に開かれました。令和5年度決算認定についての議案が審議され、いずれも原案のとおり認定されました。

【決算認定】

○令和5年度東三河広域連合
一般会計歳入歳出決算の認定について

○令和5年度東三河広域連合
介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

新城市

さいとう たつや
齊藤 竜也 議員



【一般質問】 **水道事業の広域化について**

- ◎ 愛知県水道広域化推進プランに関して、東三河ブロックの水道事業広域化に向けた認識や東三河広域連合での事業化について伺う。

A 愛知県水道広域化推進プランによると、東三河ブロックは、県内の他のブロックと比べ、給水人口の減少と施設や管路等の更新費用の増加が著しいとされている。また、簡易水道事業は県内4つのうち3つが東三河ブロック内にあり、これらは将来、単独事業としての経営は困難になるとの見込が示されている。このことから東三河ブロックの水道事業の将来見通しには厳しいものがあり、業務の共同化を始めとする広域化の検討は重要であると認識している。今後、愛知県水道事業広域化推進プランに基づき、県及び各水道事業者により県内全域にわたり水道広域化の検討が進められるものと理解しており、現時点では東三河広域連合での事業化については考えていない。

豊橋市

すずき

みさこ

鈴木 みさ子 議員



【一般質問】

東三河の訪問介護 事業所の現状と

東三河広域連合の対応について

- ◎ 訪問介護報酬の改定による東三河の訪問介護事業所への影響と課題、今後の対応について伺う。

A

介護報酬の改定は4月に行われたばかりであり、状況を注視していきたい。また、要介護等認定者数の増加に伴い、介護サービスの需要は今後高まってくると予想され、訪問介護に限らず、介護人材の確保が喫緊の課題であると認識している。介護支援専門員を始めとした資格取得に係る費用の助成や、民間ノウハウを活用した人材マッチングの実施、中山間地域における居宅サービス運営支援金の交付対象の充実などに引き続き取り組んでいきたい。

豊橋市

うめだ

さなえ

梅田 早苗 議員



【一般質問】

福祉用具貸与について

- ◎ 特殊寝台付属品であるベッドサイドテーブルをベッドの横において端座位で使用する際に、介護保険の給付対象とならないことについて認識を伺う。

A

国から出されている、介護保険の給付対象となる福祉用具の取扱いに係る通知によると、特殊寝台付属品とは、これを利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られるとされている。また、テーブルについては、特殊寝台の上で使用するものとされている。以上のことから、ベッドサイドテーブルの貸与は、特殊寝台の上で使用するものと限られると考えている。

常任委員会

10月21日に「みらい広域委員会」が開催されました。みらい広域委員会では東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について、意見が交わされました。

委員会資料などは東三河広域連合ホームページ内で順次公開しています。



東三河広域連合議会定例会は
8月と2月の年2回開催します。

東三河広域連合ホームページで、
本会議の生中継または録画中継を
ご覧いただけるほか、
定例会会議録なども順次公開予定です。

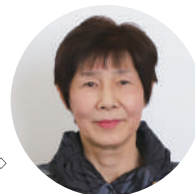
<https://www.east-mikawa.jp/>

田原市

ないとう

きくえ

内藤 喜久枝 議員



【一般質問】 介護予防事業について

- ◎ 家族支援へのアプローチ方法や地域包括支援センターの体制及び周知について伺う。

A

家族から地域包括支援センターや構成市町村の窓口相談があった場合に、地域での生活を継続するための支援サービスに適切につなぐ対応をしている。相談に至らない場合についても、介護予防が必要な高齢者の方を早期に発見するため、地域包括支援センターによる戸別訪問や、民生委員をはじめとした地域住民からの情報提供により、支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動への参加を促すなどの取組を行っている。また、地域包括支援センターについては、増員を行うなど体制強化を図っている。今後もさまざまな機会を捉え、さらに周知に努めていきたい。

広告

